

組合 Q & A

得票数の多い者を理事長に

理事長は、総会の選挙で最も得票数の多い者、という暗黙の了解があり、理事会は形だけの状態だが、問題はないか

法律には、代表理事（理事長）は理事会において選定、と書いてあるので、総会で代表理事を選ぶことはできません。基本的に、総会は組合運営のすべての事項を決定できるのですが、理事長の選定はできないとされています。

その理由は「解任」を理事会でできるようにするためです。理事会で選定したのならば解任も理事会でできるという理屈です。

理事たちには理事長の職務執行を監督する責任があります。監督した結果、必要ならば解任も辞さないということ、理事会には理事長の解任権があります。「解任」を可能にするためには「選定」が理事会でなければなりません。それで理事長は理事会で選ぶのです。理事長は理事会で選ばなければ

ならないのですが、総会の選挙結果が、理事会での理事長選定に影響するのは自然なことです。得票数の多い人は皆の信望を集めた人で、信望の厚い人を理事長に選ぶのは当然だからです。

当然ですから、得票数の多い人を理事会で理事長にする慣行があるとしても、それを違法だと断定することはできないように思います。

自動的に決めてしまうのは問題ですが、得票数を参考にして理事会で決めるのであれば問題はないでしょう。理事会で「選挙の得票数の多い順にしようよ」「それがいいね」と皆で決めれば、それも互選の結果といえるわけです。

重要なのは、理事たちが理事長を選んだのは自分たちだということとを忘れないことです。総会の選挙の得票数で自動的に決まったのだから、理事長は総会で選んだと錯覚しないようにして欲しいのです。

理事長自身も総会で選ばれたと思ってはいけません。理事会で選ばれたのだから、理事たちと力をあわせて業務執行するのだという気持ちでいなければいけません。

組合員も、理事長を組合員が総会で直接選んだと思っただけではありません。理事長は総会ではなく理事会で選出されたのです。

得票数の多い者を理事長にする慣行があってもかまいませんが、その慣行が拘束力を持つてくると問題になるということです。得票数はあくまでも参考データで、理事たちの自由な意思で理事長は選ばれるものであることを忘れないようにして欲しいと思います。

ポイント

★代表理事を総会で選ぶことはできない

★選挙の得票数を参考にして理事長を選ぶのは許される

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q: 理事会、役員に関する正誤問題です。

【第1問】 理事会の議事は、原則として理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

【第2問】 理事会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載するとともに、出席した理事全員が署名等をしなければならない。

【第3問】 員外役員は、理事、監事ともに定数の1/3まで認められている。

【第4問】 組合事務局職員は、総会で選出されれば自らが勤務する組合の監事を兼任することができる。

【第5問】 役員には、善管注意義務と忠実義務が課されている。

《解答》

【第1問】 ○ 【第2問】 ○ 【第3問】 ×（員外役員の人数制限は、理事のみに適用され、監事については制限がない。） 【第4問】 ×（監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない、とされている。なぜならば監事は、理事・使用人が行った職務を監督する地位にあるからである。監事が理事・使用人と兼務すると、自分で自分の職務を監督することになり、矛盾する行為であるし、業務の適正を阻害するおそれもある。） 【第5問】 ×（理事には、善管注意義務と忠実義務が課されているが、監事には善管注意義務のみが課されていて、忠実義務はない。監事は業務執行をしないからである。）